

ため池の保全に関する条例（改正案）のパブリックコメント

兵庫県尼崎市大庄北1-3-8 古野伸夫 090-3928-1348

nobuo.furuno@fineclay.co.jp

所属 (株)ファインクレイ <http://www.fineclay.co.jp/>

昭和26年制定から、変化した背景に即しようとする63年目の改定に大賛成です。以下に示されている改定案に、追記してほしいと思うところをコメントいたします。

<http://web.pref.hyogo.jp/nk10/documents/1-2.pdf>

<http://web.pref.hyogo.jp/nk10/documents/1-1.pdf>

1. めざす姿3項目の1、「**農業用水源施設として、十分な貯水能力**」について、各ため池毎、農業用水需要収支を5年毎に明記、公開する事を法制化してほしい。
2. めざす姿3項目の2記載の「**災害の恐れ**」について、想定災害として堤体決壊のような水害と、立ち入り**人的水難事故**とを区別して取り組んでほしい。
3. めざす姿3項目の3記載の「**多面的機能**」について、積極的に取り組みを謳ってほしい。例えば国内外の原発事故、大陸から飛来する**有害粒子の緊急隔離貯蔵施設**としての運用すること、また**太陽光発電**の設置場所に利用することを望ましく思います。
4. 農業用水源ため池を水源の**里山**から最下流の**里海**に至る水循環の1部と捉え、顕在化している播磨灘の**貧栄養化対策** (<http://www.env.go.jp/water/heisa/healthyplan.html>) **ヘルシープラン**と積極的に連動する改定にしてほしい。
5. 発電用ダム、揚水発電ダム、上水道・工業用水道水源ダム、防火用水、非常用飲料備蓄、防災貯留等目的の異なる貯水施設の**流域一元管理**を望みます。この時水資源のみならず、里山の**栄養塩**、下水処理場からの**栄養素を積極的に資源化**する取組を喚起する記述を入れた改定にしてほしい。
6. https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/af09_00000012.html に示される**田んぼダムの構想**に共感し、ため池の保全と連動する改定を期待し、貯水施設に共通の**底域の健全な水循環**の構築を図ってほしい。
7. ため池等貯水施設を**空のまま放置**する事の規制、禁止罰則と活用助成を求めます。

以上